

## 質問及び回答

令和 8 年度奈良市国民健康保険特定健康診査受診勧奨事業及び特定保健指導未利用者勧奨事業業務委託に係る一般競争入札に関する質問について、次のとおり回答します。

	質 問	回 答
1	<p>■該当箇所 奈良市公告「2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 (5)」</p> <p>■質問内容 参加資格要件として記載されている「令和 4 年度以降に前年度と 比較して少なくとも 1.0%以上の受診率向上実績が 3 件以上あること」における、実績値の算出基準について質問いたします。受診率の正確な数値を算出するためには法定報告値を参照する必要があると 考えておりますが、現在公表されている最新の法定報告値は令和 5 年度分ま でとなっております。つきましては、令和 6 年度分の実績を用いて当該要件を満たそうとする場合、速報値や想定値を含めるのではなく、「対象自治体が法定報告として提出した (または提出予定の) 実績値を確認し、それを実績として報告する」という 形での対応で問題ないという認識でよろしいでしょうか。あるいは、既に確 定している令和 5 年度以前の法定報告値のみで 3 件の実績を満たす必要があ るのか、貴市のご見解をご教示ください。</p>	<p>お見込みのとおりです。令和 6 年度の法定報告値は、公表されておりませんが、各自治体の法定報告は既に令和 7 年度中に終えている認識ですので、該当自治体に確認等をして、要件を満たしていることを確認できれば、令和 6 年度の実績を含めていただいてもかまいません。</p>
2	<p>■該当箇所 仕様書「5 業務仕様 【②特定健診受診勧奨事業】 (1) データ分析業務」</p> <p>■質問内容 人工知能 (AI) の活用範囲についてご質問させていただきます。仕様書の当該項目冒頭には、「複数自治体の過去の特定健診受診データ等を元 にした機械学習ができる人工知能を活用し、効率的かつ効果的な受診勧奨を 実現するため、…データ分析業務を行う」と記載されております。また、その後の各業務工程について以下のように記載されております。</p> <p>ア：データ分析を可能にするためのデータ加工業</p>	<p>お見込みのとおり、「ア」の内容については、人工知能を用いて分析を行うための、事前のデータ加工業務になりますので、人工知能を用いたデータ加工でなくても問題ありません。</p>

<p>務では、「本市から提供される各データファイルを統合し、欠損している値に関しては可能な限りそれを埋める等、データ分析が可能になる状態にデータを加工する作業を行う」</p> <p>イ：受診勧奨すべき対象者の特定業務では、「データ分析により、特定健診対象者ごとの健診受診の予測値（受診確率）を算出する等し、受診勧奨すべき対象者を特定する」</p> <p>ウ：受診勧奨対象者の健康意識等の特定業務では、「健康意識等のデータを機械学習ができる人工知能を用いて分析し、健康意識等心理特性に応じた複数グループに分類する」この「人工知能を活用して」行う分析業務は、主に「イ」における健診受診の予測値（受診確率）の算出、および「ウ」における健康意識等の分類の工程において活用するというご認識でよろしいでしょうか。</p> <p>（「ア」の欠損値の補完などのデータ加工業務自体については、AIを用いた処理ではなく、通常のデータ処理プログラム等による実施でも要件を満たすという認識で相違ないか、併せてご教示ください。</p>	
--	--